

1 目的（1条）

A V 出演被害により、出演者の心身や私生活に将来にわたり取り返しの付かない重大な被害が、現に生じている
⇒全ての年齢・性別の者について被害の防止・被害者の救済が必要
⇒出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、性行為の強制の禁止・出演契約の特則等により、出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資する

2 定義（2条）

「性行為映像制作物（この資料において便宜上「A V」）」とは、性行為（性交若しくは性交類似行為又は他人が人の露出された性器等（性器又は肛門をいう。）を触る行為若しくは人が自己若しくは他人の露出された性等を触る行為）に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録又はこれに係る記録媒体であって、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するもの

3 実施及び解釈の基本原則（3条）

○A V 事業者等は、A V 出演被害の重大性を自覚し、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようすること
○A V 撮影における性交等の強要は禁止 ○公序良俗に反する契約は無効 ○売春等は許容されない

4 締結に関する特則（4～6条）

○出演契約は、A V ごとに締結しなければならないこと ○書面主義
○A V 契約書等の交付義務 ○A V 契約の説明義務 → 罰則で担保

5 履行等に関する特則（7～9条）

A V 撮影について、
○契約書面の交付から1か月間の撮影の禁止 ○意に反する性行為は拒絶できる
○出演者の安全等に配慮する義務 ○事前確認の機会の付与
○全ての撮影の終了から4か月間の公表の禁止

6 無効、取消し及び解除等に関する特則（10～14条）

○A V を特定しないで出演義務を課す契約条項⇒無効
○書面交付義務及び説明義務に違反があった場合⇒出演者はA V 契約を取り消せる
○**5 履行等に関する特則**に違反する場合⇒出演者は無催告で契約を解除できる
○全てのA V 出演契約⇒公表後1年間（施行後2年間は経過措置として「2年間」）、無条件で解除可能
○A V 出演者は、A V 出演契約の解除によって損害賠償義務を負わない
○各当事者は、解除により原状回復義務を負う
○任意解除を妨げるための不実告知又は威迫・困惑行為の禁止 → 罰則で担保

7 差止請求権（15条）

A V 出演者は、出演契約を締結することなくA V の制作公表がされた、又は出演契約の取消し若しくは解除をしたときは、その制作公表の停止・予防及びこれに必要な行為を請求できる

8 プロバイダ責任制限法の特例（16条）

A V に係る情報の流通により自己の権利を侵害されたとする出演者からプロバイダ等に情報削除の申出があった場合の、プロバイダ等から情報発信者に対する削除同意照会期間について、通常の「7日」から「2日」に短縮

9 相談体制の整備等（17～19条）

○A V 出演契約の勧誘・締結・履行等、A V の制作公表の各段階における、出演者等からの相談体制の整備
○被害の発生を未然に防止するために必要な教育活動及び啓発活動の充実

10 罰則（20～22条）

○解除妨害のための不実告知又は威迫・困惑行為→3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
○契約書等交付義務違反・説明義務違反→6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

11 附則

○施行期日…公布の日の翌日から施行（罰則関連規定のみ公布の日から20日）
○経過措置…施行後2年間は、A V の公表から2年の間、全てのA V 出演契約を無条件で解除できる
○見直し条項…下記の項目等について施行後2年以内に見直す
・公表期間の制限（忘れられる権利）・無効とする出演契約等の条項の範囲